

1 業務名

北大阪健康医療都市 産学官民連携プラットフォーム構築支援業務

2 事業の趣旨・目的

北大阪健康医療都市（健都）では、令和元年（2019年）7月に国立循環器病研究センター（以下「国循」という。）がオープンし、同年9月には国立健康・栄養研究所（以下「健栄研」という。）の移転先となるアライアンス棟の整備・運営事業を行う優先交渉権者を選定しました。

今後は、両研究機関を中心とした健康・医療クラスターが形成され、企業等との連携によるオープンイノベーションの推進により、新たなヘルスケアサービスの創出が期待されています。

また、健都には、公園、駅前複合施設及び高齢者向け住宅など、新たなヘルスケアサービスを実証する市民に身近なフィールドも多数立地しています。

本業務は、健康寿命の延伸に向け、上記の産（企業等）学（研究機関・大学等）連携による取組に加え、民（市民）の生活に近い施設が揃うという健都の特長を活かしながら、市民参加によりまちぐるみで「新たなサービス、新たな予防・健康プログラム」を創出するにあたり、新たなライフスタイルを創造する「仕掛け及び仕組み」（例えば、企業等がアイデア出しを行うワークショップやセミナーの開催、新しい技術やサービスの開発においてユーザーたる市民も参画し共創活動を行うリビングラボなど。）の提案やそれらを機能させる組織体（プラットフォーム）の構築支援等を行うものです。

3 委託期間（1年間）

令和2年(2020年)11月1日から令和3年（2021年）10月31日まで（予定）

4 委託上限予定額

8,910,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務内容

本業務の趣旨・目的を踏まえ、以下の内容とします。

- (1) 健康寿命の延伸に向け、産学に加え市民も参加することにより、まちぐるみで「新たなサービス、新たな予防・健康プログラム」を創出して行くに当たって、健都内外の企業等が健都における当該取組に求める、また必要とする仕掛け及び仕組みについて、ニーズの把握と分析を行うこと。
- (2) 上記分析結果に基づき、仕掛け及び仕組みの提案を行うこと。
- (3) 仕掛け及び仕組みが実際に機能するかどうかを、試行的な取組（例えば、産学官民連携による共創

の活動)を通じて検証すること。

- (4) 賑わい、防災・防犯などをきっかけに、健都内の地権者や地域住民、企業や就労者がつながりをもてるよう、健都として特長のある連携体制の検討を行うこと。
- (5) これらを踏まえ、産学に加え市民も参加することにより、まちぐるみで「新たなサービス、新たな予防・健康プログラム」の創出等を行うための産学官民連携を推進する健都に相応しい持続可能なプラットフォームの構築支援をするとともに、組織運営を担う主体（キーパーソンの発掘など人材確保を含む）や持続可能な組織運営を行うための財源の確保策等についても検討を行うこと。

なお、本業務においてプラットフォーム構築の検討を進めていくに当たっては、確実かつ円滑に業務を実施できる社内体制を確保するとともに、以下の事項を踏まえるものとします。

- ・ 国循をはじめとする研究機関や企業等、健都に立地する様々な主体の特長を踏まえたものとする。
- ・ 健都関係者をはじめ、関西圏をはじめとする先進的な取組を行う自治体や大学等と連携すること。
- ・ 本年度、大阪府において、健都内外とのネットワーク構築による産学や企業間の連携を後押しするとともに、幅広い企業や研究機関からのニーズに対して、国循や健栄研をはじめとする健都全体で対応するためのワンストップ窓口を備えた「健都コーディネート機能」の構築に向けた検討を進めることとしており、当該事業と本委託事業との役割分担や連携を密に行うこと。

6 業務に関する報告

受託者は、原則毎月、委託事業の実施状況を書面により吹田市に報告するものとする。

また、上記5のすべての業務の完了後、直ちに業務完了報告書及び収支内訳が分かる書類を提出することとし、これらの電子データについても併せて提出すること。

7 実施体制

- (1) 業務を確実に履行できる体制を設けること。
- (2) 業務を進捗管理する責任者を定め、当該責任者及び実際の業務に従事する主担当者は、過去に類似する業務の運営に係る実務経験を有していること。

8 貸与資料

吹田市が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば受託者に貸与するものとする。受託者は吹田市の指示に従い、借用書を提出のうえ資料の貸与を受けるとし、本業務の完了後は速やかに借用した資料を吹田市に返却しなければならない。

9 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、委託の成果物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物という。」）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を、当該委託の成果物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、委託の成果物が著作物に該当する場合において、吹田市並びに吹田市から正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を継承した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
- (3) 受託者は、委託の成果物が著作物に該当するとしないにかかわらず、吹田市が承諾した場合には、当該委託の成果物を使用又は複製し、また「10 秘密の遵守・個人情報の保護」の規定にかかわらず当該委託の成果物の内容を公表することができる。
- (4) 受託者は、委託の成果物が、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益を侵害するものでないことを保証する。
- (5) 委託の成果物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを解決するとともに、吹田市に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

10 秘密の遵守・個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) その他、本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」、「吹田市個人情報保護条例」、「吹田市情報セキュリティポリシー」等その他関連法規を遵守すること。

11 第三者への再委託

- (1) 受託者は、本業務の一部を第三者へ再委託することができる。その場合、事前に再委託の範囲及び再委託先を吹田市に提示し、承認を得ることとする。
- (2) 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じたときは受託者の責任において解決すること。
- (3) 再委託先においても、本仕様書及び契約書等記載事項についてその効力が及ぶものとし、これらの項目を遵守し、確実に業務を履行すること。

12 その他の事項

- (1) 業務の実施にあたっては、吹田市担当者及び関係機関などと適宜協議を行い、十分に調整して行うこと。
- (2) 本仕様書に記載していない事項で、本業務の実施に必要と認められる事項については、吹田市担当者との協議の上、合意した事項については受託者の責任において実施すること。